

強制労働や人身取引の防止に関する声明

1. 本声明について

本多通信工業株式会社を親会社とする HTK グループ(以下、「当グループ」という)が、自らおよびそのサプライチェーン内において強制労働や人身取引などを防止するための取り組みを本声明により開示します。

本声明は、2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日を対象としています。また、常勤役員で構成される経営会議の承認を得ています。

2. 当グループについて

当グループは、日本・中国・香港・イギリス・タイ・シンガポールに拠点をおき、電子部品(コネクタ)の製造・販売を行なっています。当グループは、製品の部品や材料を日本国内およびアジアを中心に、様々なサプライヤ(以下、「パートナー」という)から購入および製造の委託をしています。

また、日本国内向けにシステム設計・ソフトウェア開発事業も行なっており、開発の一部を日本国内のビジネスパートナーに委託しています。

3. 強制労働および人身取引に関する方針

自らおよびそのサプライチェーン内における強制労働や人身取引などを防止するため、下記の企業理念および調達方針を定めています。

・グループ企業理念『HTK Philosophy』

全従業員が理解し、事業活動の礎として実践するもの、また全ての関係先に対してコミットするものとして制定しています。その中で、“パートナーとの関係”、“人権尊重”、“法令の順守”等について定められており、全従業員にその実践を求めています。

・『HTK CSR 調達方針』

一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA)が定めた『サプライチェーン CSR 推進ガイドブック』に基づいた CSR 調達方針を定めています。本調達方針は、サプライチェーン全体での CSR の円滑な推進を目的としており、その中で、強制労働・人身取引の禁止を含めた“人権・労働”について定めています。

4. デューディリジェンスのプロセス

前項の方針を順守するため、下記の取り組みを実施します。

・『HTK CSR 調達方針』の順守

『HTK CSR 調達方針』をパートナーへ提示し、その順守を要請します。

・“人権・労働”に関する契約の締結

『HTK CSR 調達方針』の強制労働・人身取引の禁止を含めた“人権・労働”に関する

項目を取引基本契約に取り込み、締結します。

- ・ 契約の順守状況の確認

“人権・労働”に関する契約の順守状況について、面談やアンケートなどにより、調査・確認します。

- ・ 内部通報制度および外部通報制度の導入

コンプライアンス違反の早期発見と是正等を目的として、従業員およびパートナーからのコンプライアンスに関する通報・相談を受け付ける制度を導入しています。

5. リスクの評価と管理

世界の強制労働や人身取引などに関する情報、パートナーの属性(所在地、業種、契約形態など)およびデューディリジェンスのプロセスの結果から、強制労働や人身取引などの人権・労働を主としたコンプライアンス違反に関するリスクを評価します。高リスクと判断したパートナーに対しては追加調査を行い、強制労働や人身取引の事実が認められた場合は是正措置を取ります。改善が見られない場合は取引を停止します。

6. 本取り組みの有効性・実行性の確認方法

デューディリジェンスのプロセスやリスクの評価と管理について、その有効性と実行性についての監査を、内部統制活動の一環として行います。また、専門家による世界の強制労働や人身取引などに関する最新の情報を取り入れながら、パフォーマンスの維持に努めます。

7. 研修

当グループ内において、全従業員に対し『HTK Philosophy』の浸透を図っています。また、『HTK CSR 調達方針』および強制労働や人身取引などに関する情報の内容について理解を深めるため、適宜、社内研修を実施します。

8. 取り組み内容

従業員に対してコンプライアンスに関するeラーニングを実施しました。

2025年9月4日

本多通信工業株式会社

代表取締役社長 榎尾 欣司

榎尾 欣司